

運転免許自主返納について

「運転に自信がなくなった」「家族から心配と言われた」などの理由により、ご本人が自らの意思で、有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、「運転免許自主返納（運転免許の申請取り消し）」です。

また、自主的に返納された方の希望により、公安委員会が交付するのが【運転経歴証明書】です。

現在お持ちの運転免許証が有効、又は自主的に運転免許の全てを返納した日から5年以内で、本人が直接申請することが条件です（代理人による申請はできません）。

【運転経歴証明書】とは

運転免許証と同じ大きさのカードサイズで、住所、氏名、生年月日、運転経歴などが記載されています（交付手数料1,000円）。

また、有効期限はなく、住所変更などの記載事項変更や、紛失の際の再交付手続きを行うことができます。

なお、この経歴証明書は、運転免許証と同様に身分証明書として使用することは出来ませんが、車の運転はできません。

【申請先】は

千葉県運転免許センター、流山運転免許センター、又は千葉県内の警察署で受け取ります。

*即日交付を希望される方は運転免許センターへ、警察署での手続では、交付まで約1か月程度かかります。

（警察署の場合、郵送での交付も行っていますので、ご希望の方は申請時にお申し出ください）

運転免許証をお持ちの方		運転免許証を返納済みの方
・運転免許証、印鑑など ・警察署で手続きの場合は、申請用写真1枚	必要なもの	・発効日から6か月以内の住民票、健康保険証など、氏名・住所・生年月日が確認できる書類を1つ ・申請用写真1枚 ・「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの場合、同通知書
免許証の有効期限が過ぎていたり、行政処分の対象になっている場合	交付できない場合	自主的に返納した場合でも、5年を過ぎている場合

●免許証の返納や運転経歴証明書の発行に関すること

千葉運転免許センター 043-274-2000

流山運転免許センター 04-7147-2000

【運転免許を返納した方への優遇措置について】

運転免許を自主返納し、運転経歴証明書などを取得した方は、公共交通機関（バス・タクシー）の乗車運賃割引などの特典を受けることができます。

●千葉県個人タクシー協会に加盟する個人タクシー（運転免許自主返納による交通事故防止の協力に関する協定書）における特典

運転免許を自主返納した方が、千葉交通圏（千葉市及び四街道市）にて千葉県個人タクシー協会に加盟するタクシーを利用した場合、乗車運賃が1割引きとなります。

具体的には、「運転経歴証明書」を、「タクシー運賃1割引」と記されたステッカーが貼付された車両に乗車した際に提示すると、乗車運賃が1割引きとなります。

●主な千葉市内における特典例示

	企業・団体名	特典内容
公共交通機関 (タクシー)	千葉構内タクシー	タクシー乗車運賃の1割引き ・運転経歴証明書の提示を要する ・複数名での利用時、1名の提示により運賃割引
	第一構内タクシー	
	南総タクシー	
公共交通機関 (路線バス)	京成バス	乗車運賃の半額（現金のみ） ・ノーカーアシスト優待証（交付手数料520円）の提示により、70歳以上の本人のみ、発行より2年間有効 （高速バス、深夜急行バス及び一部路線バスを除く）
	千葉中央バス	
	千葉海浜交通	
	千葉内陸バス	
	ちばシティバス他	
	ノーカー・アシスト優待証とは 新京成グループと京成グループのバス会社において、70歳以上の運転免許返納者で、交付後1年以内の「運転経歴証明書」を所有する方の申し出により、全路線バスの運賃が半額となる優待証（免許返納者割引証）を発行（本人の直接申請のみ）。 【必要なもの】 ・運転経歴証明書（交付後1年以内のもの） ・証明写真1枚（カラー、縦4.5cm×横3.5cm、3か月以内撮影のもの） ・発行手数料 520円 *有効期間は発効日より2年間、本人のみ利用可、現金利用に限る。	
*小湊鉄道、平和交通、あすか交通等のバス会社でも特典を実施（ノーカーアシスト優待パス等が必要）		
*その他、宿泊施設やレジャー施設にて特典有		

※詳細については、各社ホームページ等でご確認ください。

●優遇措置に関すること
 千葉市役所地域安全課 043-245-5148
 千葉県警交通総務課 043-201-0110

○このほか、県内においても様々な優遇措置が受けられます。
 （左記のロゴマークが加盟団体等の目印です。）

